

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年5月13日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年4月22日静岡県告示第353号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
大井斛右衛門	島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30	島田市役所
滝國蔵	島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30	島田市役所
山村久七	島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30	島田市役所